

下請負人等との契約締結における暴力団排除に関する条項について(参考)

平成25年10月1日から大阪狭山市暴力団排除条例を施行することに伴い、同日以降に本市と公共工事等の契約を締結する案件について下請業者等と契約を締結される場合は、契約書の「発注者の契約解除権」の条項に暴力団排除の旨を加えていただきますようお願いいたします。

なお、条文については、下記のものを参考にしてください。

＜参考条文＞

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 1 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。（以下「役員等」という。））が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。
- 2 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 3 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益を又は役務の供与をしたと認められるとき。
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 受注者が、下請契約、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- 6 受注者が、1から4までのいずれかに該当する者を下請契約、資材・原材料の購入契約等の相手方としていた場合、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。